

特別管理産業廃棄物処理計画書 7 年 6月 11 日 札幌市長 様 提出者 住 所 札幌市中央区南21条西9丁目2-11 氏 名 医療法人社団土田病院 理事長 土田茂 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 011-531-7013 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団土田病院
事業場の所在地	札幌市中央区南21条西9丁目2-11
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	134床
③ 従業員数	220人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者【土田病院】 ↓ 収集運搬事業者 ↓ 中間処理（焼却）委託業者 ↓ 最終処分（埋立）委託業者

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 処理計画統括責任者 ↓ 院内感染防止委員会 ↓ 産業廃棄物管理者 ↓ 経営管理部：現場担当			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	58.30 t	t
	(これまでに実施した取組) ・感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を徹底して行っている。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	58.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 新型コロナウイルスの5類移行後、感染性廃棄物の処理数は確実に減ってきているが、今後も引き続き非感染性廃棄物が混入しない様、分別を徹底する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ペーパータオルや一般ごみなどの廃棄物を感染性廃棄物と同様に処理しない様、徹底している		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記対策を継続する		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	58.30 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・北海道知事から許可を受けた者である事を確認し、委託している		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	58.0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	前年同様の取組を行う		
	電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		58.30 t	
(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄	令和5年4月1日より電子マニフェストを導入し運用している		